

黒川地域行政事務組合

令和5年度公営企業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を次のとおり公表いたします。

なお、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計とも資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

◆ 資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	令和5年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	—	(20.0)
訪問看護ステーション事業会計	—	(20.0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は「—」と標記しています。
- 2 経営健全化基準とは、資金不足比率がどのような状況にあるのかを判断する基準として設けられているものです。資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

令和6年10月 黒川地域行政事務組合財政課

TEL：022-345-1542